

周南市

戸建住宅ZEH普及促進
補助金の手引き

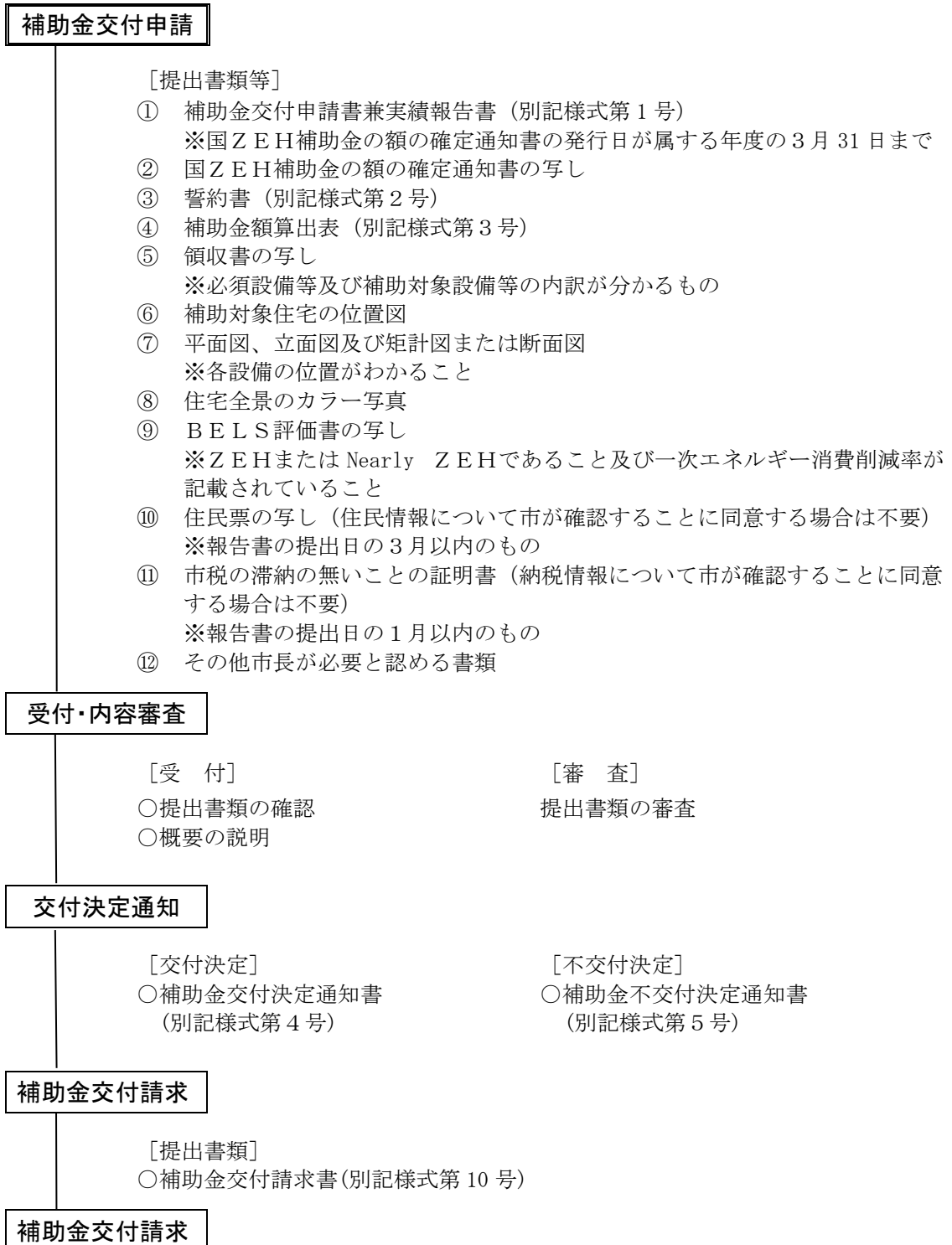
【当制度は令和10年度末（令和11年3月）までを予定しています】

令和8年4月

周南市 環境生活部 環境政策課

連絡先
(TEL 0834-22-8324)

1. 戸建住宅ZEH普及促進補助金の交付申請手続フロー図



※事務手続き上、補助金交付請求書の提出から振込までに1月程度かかります

2. 補助金交付申請手続

(1) 補助金交付申請

- ・ 申請手続きはハウスメーカー等の事業者でも代行可
- ・ 国ZEH補助金の額の確定通知書の発行日が属する年度の3月31日までの申請か要確認
- ・ 補助金には限りがあるため、申請前に環境政策課に確認（先着順で受け付け）

◎提出書類等…1ページのフロー図参照

◎申請書類提出時の注意事項

- ① 申請書類に不足はないか
- ② 申請書類の氏名や日付、住所、金額等は正しいか
- ③ 補助対象住宅に、他の周南市補助金等を重複して受給していないか
- ④ 財産処分制限の確認

補助事業者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月1日から起算して6年を経過する前に補助対象住宅を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、周南市補助金等交付規則第24条の規定により、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(2) 申請書の受付、内容審査

◎受付（環境政策課 周南市岐山通1-1 周南市役所2階⑤窓口）

- ① 提出書類の確認
- ② 補助枠の確認（補助金の枠があるか）
- ③ 概要説明

◎内容審査

- ① 国ZEH補助金の額の確定通知書の発行日が属する年度の3月31日までの申請か
- ② 補助金額算出表と領収書に齟齬がないか
- ③ 対象住宅の確認
住宅建設地は市内であり、過去に同じ内容で補助金を交付していないか
（※Nearly ZEHの場合、垂直積雪量100cm以上の区域か）
- ④ 図面で必須設備等及び補助対象設備等の位置が分かるか
- ⑤ 住宅全景のカラー写真によって対象住宅の存在が確認できるか
- ⑥ B E L S評価書にZEHまたはNearly ZEHであること及び一次エネルギー

ー消費削減率が記載されているか（垂直積雪量 100cm 以上の区域は Nearly Z E Hも対象）

- ⑦ 住民票の写しは報告書の提出日の3月以内のものか（住民情報について市が確認することに同意する場合は不要）
※補助対象住宅の住所と一致しているか
- ⑧ 市税の滞納の無いことの証明書は提出日の1月以内のものか（納税情報について市が確認することに同意する場合は不要）
- ⑨ 必要に応じて現地調査
- ⑩ 提出書類のチェック

[概要説明の内容]

- ① 予算の範囲内で実施（補助金には限りがあります）
- ② 今後の流れ及び提出書類

(3) 交付決定

- ・ 補助金の交付が決定したら通知（補助金交付決定通知書 別記様式第4号）
- ・ 補助金の不交付が決定したら通知（補助金不交付決定通知書 別記様式第5号）

(4) 補助金交付請求

- ・ 補助金交付決定通知書が届いたら提出（補助金交付請求書 別記様式第6号）

(5) 補助金交付

- ・ 補助金を交付

※事務手続き上、請求書の提出から振込までに1月程度かかります。

3. 補助額

補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予算の範囲内で10万円を限度とします。

4. 垂直積雪量が100cm以上の区域

周南市建築基準法施行細則（平成15年周南市規則第174号）別表第2に定める垂直積雪量が、100cm以上の区域に限り、Nearly Z E Hも補助対象とします。

区域	標高による区分	垂直積雪量 (単位 c m)
大字鹿野下、大字鹿野中、大字須万（奥畑及び秘密尾の区域に限る。）、大字巢山及び大字金峰（奥谷、郷及び菅蔵の区域に限る。）の区域	600メートル以上	180
	900メートル以上	150
大字大潮の区域	600メートル以上	130
	900メートル未満	
	600メートル未満	110
大字鹿野上の区域	900メートル以上	120
	600メートル以上	100
	900メートル未満	

5. お問合せ窓口

環境政策課 環境政策担当

(TEL 0834-22-8324)

周南市戸建住宅ZEH普及促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、周南市域における温室効果ガス排出削減を推進することを目的とし、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ZEH」という。）の普及を促進するため、住宅に再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等を導入する事業に要する経費の一部を補助することについて、周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ZEH 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅をいう。
- (2) 『ZEH』 ZEHのうち、年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの住宅であって、「ZEHロードマップ」（平成27年12月経済産業省策定）における『ZEH』の定量的要件を満たすものをいう。
- (3) Nearly ZEH ZEHのうち、年間の一次エネルギー消費量をゼロに近づけた住宅であって、「ZEHロードマップ」におけるNearly ZEHの定量的要件を満たすものをいう。
- (4) 国ZEH補助金 別表第1に掲げる国が実施するZEHを対象とした補助金をいう。
- (5) BELS評価書 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づく第三者認証の建築物省エネルギー性能表示制度により、第三者の評価実施機関が発行する評価書をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 自らが居住する住宅として新築又は購入すること。
- (2) 国ZEH補助金の交付決定及び補助金の額確定通知を受けていること。
- (3) 別表第2に掲げる必須設備等（以下「必須設備等」という。）を全て導入していること。
- (4) BELS評価書にて、『ZEH』又はNearly ZEHであることを証明できること。

- (5) 市内に存する戸建住宅であること。
- (6) Nearly ZEHにあつては、周南市建築基準法施行細則（平成15年周南市規則第174号）別表第2に定める垂直積雪量が、100センチメートル以上の区域に存すること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助対象住宅の所在地と同じ場所で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 国ZEH補助金の交付決定及び補助金の額確定通知を受けた者
- (3) 市税の滞納が無い者
- (4) 周南市暴力団排除条例（平成23年周南市条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者
- (5) 周南市戸建住宅ZEH普及促進補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けたことがない者

（補助対象経費）

第5条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第3に掲げる補助対象設備等（以下「補助対象設備等」という。）の購入及び工事に要する費用並びに省エネルギー性能の表示に係る費用の範囲内から、消費税及び地方消費税に相当する額並びに国ZEH補助金相当額を除いた額とする。

- 2 山口県から本補助事業と同様の補助金の交付を受けている場合は、その相当額を補助対象経費から除いた額とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予算の範囲内で10万円を限度とする。

（補助金交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、国ZEH補助金の手続を行った後、第1号に掲げる通知書の発行日が属する年度の3月31日までに、補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 国ZEH補助金の額の確定通知書の写し
- (2) 誓約書（別記様式第2号）
- (3) 補助金額算出表（別記様式第3号）
- (4) 必須設備等及び補助対象設備等の領収書の写し
- (5) 補助対象住宅の位置図

- (6) 平面図、立面図及び矩計図又は断面図（必須設備等及び補助対象設備等の位置がわかること。）
- (7) 住宅全景のカラー写真
- (8) B E L S 評価書の写し（『Z E H』またはN e a r l y Z E Hであること及び一次エネルギー消費削減率が記載されていること。）
- (9) 住民票の写し（提出日の3月以内のもの。ただし、住民情報について市が確認することに同意する場合は省略することができる。）
- (10) 申請者について市税の滞納の無いことの証明書（提出日の1月以内のもの。ただし、納税情報について市が確認することに同意する場合は省略することができる。）
- (11) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行った上で補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（別記様式第4号）又は補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により通知する。

（補助金の交付請求）

第9条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という）は、補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金交付請求書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（協力）

第10条 市長は、補助金受給者に対し、必要に応じて使用状況の報告その他協力を求めることができるものとする。

（取得財産等の管理等）

第11条 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（財産処分の制限等）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月1日から起算して6年を経過する前に補助対象住宅を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、規則第24条の規定により、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

（書類の保存）

第13条 補助事業者は、この補助事業に関する全ての証拠書類を、補助金の入金の日属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月13日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条から第13条までの規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表第1（第2条関係）

事業主体	対象補助事業名
環境省	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）のうちZEH支援事業

別表第2（第3条関係）

必須設備等の種類	
高断熱外皮	
空調設備	
給湯設備	電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート等）
	ガス潜熱回収型給湯機（エコジョーズ等）
	石油潜熱回収型給湯機（エコフィール等）
	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）
	太陽熱利用システム
	燃料電池（エネファーム等）
省エネルギー設備	換気設備（24時間換気に係るもの）
	照明設備
再生可能エネルギー・システム	太陽光発電システム等
エネルギー計測装置（HEMS）	

別表第3（第5条関係）

補助対象設備等の種類	
高断熱外皮	
空調設備	
給湯設備	電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート等）
	ガス潜熱回収型給湯機（エコジョーズ等）
	石油潜熱回収型給湯機（エコフィール等）
	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 （ハイブリッド給湯機）
	太陽熱利用システム
省エネルギー設備	換気設備（24時間換気に係るもの）
蓄電システム	
直交集成板（CLT）	
地中熱ヒートポンプ・システム	
PVTシステム	
液体集熱式太陽熱利用システム	

※補助対象設備等を複数台導入する場合は全ての設備において要件を満たすこと。

※補助対象設備等は新品を導入すること。